

生徒心得

滋賀県立玉川高校生として学園生活を真に実りあるものとするため生徒は教師と一丸となり、学習、生徒会活動を通じて友情を深め、礼節を重んじ、品位を保ち、正しい目標に向かって着実な計画のもとにたゆまぬ努力を続け、人格の形成を旨として、誇りある、明るい学園づくりに努めよう。

1. 基本的な生活心得について

1. 学校内外を問わず、他人の人格を尊重し、品位ある言動をすること。
2. 将来の目標を設定し、日々の学習を計画的に行ない、希望する進路の実現に努力すること。
3. (部活動などの) 生徒会活動に積極的に参加し、責任ある行動を通じて自主性の育成に努めること。
4. 交通ルール、マナーを遵守し、事故防止に努めること。
5. 教室・校具の整理、整頓に留意し、校舎内外の清掃に励み、公共物を大切にすること。
6. 礼節をわきまえた言動に心がけ、集会での集合・解散は迅速かつ静かに行動すること。
7. 豊かな、明るい社会を築くため、集団生活における協調性を身につけ、奉仕活動に進んで参加するように心掛けること。

2. 服装等について

1) 制服について

(下記の服装はすべて学校指定のものとする)

	(冬 期)	(夏 期)
男子	濃紺ブレザー上着 グレーのズボン 白カッター セーター・ベスト ネクタイ・ネクタイピン	白カッター グレーのズボン ノーネクタイ
女子	濃紺ブレザー上着 濃紺スカート・ズボン 白カッター セーター・ベスト ネクタイ・ネクタイピン	白カッター 濃紺スカート・ズボン ノーネクタイ

※冬期から夏期・夏期から冬期の移行期間の服装は下記の通りとする。

男子 白カッター
セーター・ベスト
グレーのズボン
濃紺ブレザーの着用は任意
(セーター・ベストまたはブレザー着用時はネクタイ・ネクタイピンを着用のこと)

女子 白カッター
セーター・ベスト
濃紺スカート・ズボン
濃紺ブレザーの着用は任意
(セーター・ベストまたはブレザー着用時はネクタイ・ネクタイピンを着用のこと)

※冬期の防寒服については、紺・グレー・黒等の華美でないコートの着用を認める。

※白カッター・セーター・ベストは、学校指定のものとする。

2) 頭髪について

1. 男子の極端な長髪は禁止する。

耳や目がかくれていないこと。襟にかかっていること。(ヘアピン等での髪留めは禁止する。)

2. 男女共、頭髪の加工等による変色は禁止する。

パーマ、アイパー、染色、脱色、カール、剃り込み・マユ剃り等は禁止する。縮毛矯正やストレートアイロン、ドライヤーの当て過ぎ等による頭髪の変色、付け毛等も禁止する。

3) 靴について

1. 男女共、運動靴及び革靴とする。

(サンダル・ブーツは禁止する。)

4) 靴下について

1. 男子…ソックスは白・紺・灰・黒色とする。

2. 女子…ストッキングは肌色または黒色とし、ソックスは、白・紺・灰・黒色とする。

5) カバンについて

1. 学校指定のスポーツバッグまたは、部で揃えた学校名入りのカバンとする。

6) ベルトについて

1. 黒・茶系統のものが望ましい。

7) その他

1. 女子の化粧は、色付きリップクリーム、マニキュア等を含め、これを禁止する。

2. アクセサリーについても、男女共ピアス、ネックレス、指輪、ブレスレット等をつ

けないこと。

3. 冬期の手袋・マフラー等は華美や高価でないものを着用すること。
4. カラーコンタクトの使用は禁止する。
5. 携帯電話、スマートフォンの校内での使用については、別途の規則の通りとする。

3. 校 内 生 活

1. 登校後の外出は、原則として、放課後まで認めない。
2. やむを得ない事情で外出する時は、担任から外出許可証の交付を受けること。
3. 17 時までには下校すること。ただし、部活動などの生徒会活動、補習等の場合は、担当教員の指導に従い、下記の時刻までに下校すること。
 - ①前期（4 / 1～10 月末）は、19：00 まで
 - ②後期（11 / 1～3 月末）は、18：30 までまた上記の時刻を超える場合の延長時間は、1 時間程度とし保護者に連絡しておくこと。
4. 掲示物は生徒指導課の許可印を受け、所定の場所に掲示し、期限後には撤去すること。
5. 授業中は常に真剣な態度で、自らが積極的に学ぶこと。
6. 授業中教科担当教員の許可なくして、席を離れてはならない。
7. 考査受験については
 - イ. 考査時間中は問題解答に集中し、時間いっぱいまで努力すること。
 - ロ. 考査中は出席番号順など、定められた席に着席すること。
 - ハ. 教室の整備…机は教室全体にひろげ、前後左右の間隔をひろくとる。
 - ニ. 机上には、鉛筆、消しゴム、定規等教科担当者の許可した物以外は置いてはいけない（筆箱、ケース類も不可）。また、これらの物品を貸借りしてはいけない。
 - ホ. 机の中には、教科書・ノート等一切物品を置かないこと。かばん等の所持品は、教室の廊下の窓際に整理しておき、自分の机近くに置かないようにする。この時、貴重品の保管には自分の身に付けるなどの留意をすること。
 - ヘ. 下敷きは使用してはいけない。机不良のため使用する場合は、事前に HR 担任または監督の先生に申し出て許可を得ておくこと。
 - ト. 毎時間考査終了時に、最後列の者は答案を名簿の順に集め監督の先生に提出すること。
 - チ. 考査開始後 20 分以上遅刻した場合は受験できない。
 - リ. ハンカチ、ティッシュ等を必要とする場合は、事前に HR 担任または監督の先生に申し出て許可を得ておくこと。

4. 校外生活

1. 交通マナー等について

- イ. 交通ルール・道徳、車中道徳をよく守り、他人の迷惑にならないように注意するとともに、品位を保ち、進んで世人の範となるように努めること。
- ロ. 自転車通学は許可制であり、許可された自転車以外での登下校は禁止する。また、自転車乗車時においては特に以下の点に注意すること。二人乗り、傘さし、無灯火、携帯電話を使用しながらの運転、音楽などを聞きながらの運転、並進等はしないこと。
- ハ. 不正乗車等は絶対にしないこと。
- ニ. 登下校の途上で、遊興施設等に立入ってはならない。
- ホ. 原付バイク、自動二輪については「3ない」運動の誓約を遵守することとし、四輪の運転免許については、無断取得は認めない。

2. 旅行・外泊・キャンプ・サイクリング・登山・スキー等について

- イ. 上記のものについては、家族以外のグループで実施する場合は適当な指導者を必要とする。保護者の承認を得て所定の用紙（旅行許可証）により、担任を通じて学校長の許可を受け、許可証を携帯すること。なお、休暇中の許可申請の手続は午前中にすること。土曜日・日曜日は取り扱わない。1週間前に提出することを原則とする。
- ロ. ホームルーム、部などで計画する場合は、担任、顧問と十分に相談の上、学校長の許可を受けること。

5. アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止する。ただし、色々な事情でどうしても必要と思われる場合は、事前に保護者を通じて担任と相談した上で所定の用紙を担任を通じて提出し、学校長の許可を受けること。また、アルバイト中は常に許可証を携帯すること。アルバイト期間の終了後は許可証を返却すること。